

契 約 書 (案)

名古屋市職員共済組合（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、業務委託契約について、次の条項のように契約を締結する。

1 件 名	令和8年分扶養親族等申告書 電話対応・書類審査・データ入力 業務委託
2 契 約 金 額	¥〇〇〇〇〇〇〇〇★ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の¥〇〇〇〇〇〇〇〇★)
3 委託業務場所	受託者が設置
4 契 約 期 間	契約締結日から令和8年2月17日まで
5 契 約 保 証 金	免除

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

委託者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合
理事長 中田 英雄

受託者

(契約の目的)

第1条 名古屋市職員共済組合は、受託者に令和8年分扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）の電話対応・書類審査・データ入力業務を委託し、受託者はこの契約書及び仕様書に従い、本件業務を受託するものとする。

(当然履行義務)

第2条 受託者は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、委託者の指示に従い受託者の負担で施行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受託者は、委託者の承諾がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(再委託の禁止又は制限等)

第4条 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。なお、再委託が必要な場合は、委託者と協議の上、事前に書面により委託者の承認を得ること。

2 受託者は、本件業務を委託した第三者からさらに他の第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りではない。

(秘密保持及び契約終了時の情報消去)

第5条 受託者は、本件業務の履行過程において知り得たあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的にのみ使用する。本業務遂行により知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。また、本件業務にあたり知り得た個人情報のデータ及び書類は契約満了時に消去・破棄することとし、消去・破棄した旨の報告書を委託者に提出すること。

2 前項の規定は、前条の規定により委託者の承認を得た再委託先及び再々委託先に準用する。

(申告書の授受)

第6条 申告書の授受は、委託者の指名する職員と仕様書に規定する業務計画書に定める

受託者の授受責任者との間において行うものとし、受け渡しの都度授受簿により授受の確認をする。

(監督員)

第7条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。

監督員を変更したときも同様とする。

2 委託者が監督員をおいたときは、この契約書に定める指示等については、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

3 委託者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

(検査)

第8条 受託者は、業務を完了したときは直ちに委託者に報告し、委託者の指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、委託者が合格と認めないときは、受託者は委託者の指定する期間内に完全な履行を行わなければならない。

3 第1項の検査に要する費用は受託者の負担とする。

(検査の立会い)

第9条 受託者は、前条の検査に立ち会うことができる。

2 受託者は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(延滞金)

第10条 受託者が、正当な理由なく契約の履行を遅延したときは、委託者は遅延日数に応じ、契約金額につき、契約締結日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

2 前項の延滞金の算定の基礎となる日数には、第8条第2項の規定によって委託者が最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(代金の支払)

第11条 受託者は、業務を完了し、第7条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容により必要があると認められるときは、委託者は契約の履行完了前においても、出来高に応じ契約代金の一部を支払うことができる。

3 委託者は、適正な支払請求書を受理した日から30日以内に受託者に請求金額を支払うものとする。

4 契約代金の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条、第6条及び第8条の規定によるものとする。

5 契約代金の支払方法は、受託者の指定する金融機関口座への口座振替による。

（危険負担）

第12条 契約の検査完了前に生じた損害については、委託者の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、受託者の負担とする。

2 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び業務を行うにつき通常避けることができない理由により生じたものである場合には、この限りでない。

3 第1項に規定する損害が天災その他の災害によって生じた損害であり、これをすべて受託者に負担させるのが著しく公正を害すると認められるときは、委託者がその一部又は全部を負担する。

（目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任）

第13条 受託者は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合におけるその不適合について担保の責任を負わなければならない。この場合において、受託者が負う担保責任の期間は、委託者がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内とする。ただし仕様書において別に定めがあるときは、仕様書によるものとする。

（善管義務）

第14条 受託者は、受託業務を委託者の指示するところに従い、誠実、正確を旨として善良なる管理者の注意をもって処理しなければならない。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議のうえ、契約の全部又は一部の解除、内容の変更又は履行の中止をさせることができる。

(契約の解除)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) この契約の履行に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 受託者から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第17条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用

人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者の納付に係る契約保証金は、委託者が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、受託者が履行保証保険契約を締結しているときは、委託者はその保険金を取得し、その他のときは、受託者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定(第16条第1項第5号を除く。)により業務完了前にこの契約が解除された場合

(2) 業務完了前に受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第19条 受託者がこの契約に関して第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第17条第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項

に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。

（2）第17条第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法第198条の規定に該当する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は第17条第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（第17条第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第20条 委託者は、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、受託者と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

（債務不履行による損害賠償）

第21条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（相殺）

第22条 委託者は、この契約において、受託者から徴収すべき金額があるときは、その金

額と受託者に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(特許権等の使用)

第23条 受託者は、委託業務の履行に当たって特許権その他他人の権利の対象となっている施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(情報の適正な保護及び管理)

第24条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたり、仕様書別紙1「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第25条 この契約書及び仕様書について委託者と受託者との間に意見を異にするときは、委託者の判断によるものとする。

- 2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(補則)

第27条 この契約に定めるもののほか、受託者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとする。